

# 介護老人保健施設サンホープ笠懸指定介護給付事業運営規程

## 第1章 総則

## 第2章 定員及び従業者

## 第3章 サービスの内容及び費用の額

## 第4章 運営に関する事項

## 第5章 雑則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、医療法人日望会が開設する介護老人保健施設サンホープ笠懸（以下「サンホープ笠懸」という。）における次に掲げる施設及び事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- 一 介護老人保健施設（以下「施設」という。）
- 二 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）
- 三 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）

#### (施設・事業の目的)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 短期入所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 通所リハビリは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

#### (運営の方針)

第3条 サンホープ笠懸は、サンホープ笠懸を利用する者（以下「利用者」という。）の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供しなければならない。

- 2 サンホープ笠懸は、明るく家庭的な雰囲気有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
- 3 サンホープ笠懸は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(説明及び同意)

第4条 サンホープ笠懸の従業者は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得なければならない。

(身体拘束の制限)

第5条 サンホープ笠懸においては、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則として行ってはならない。

- 2 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を要する場合も、その切迫性、非代替性、一時性等の要件について十分に検討したうえで、必要最小限の範囲でなくてはならない。
- 3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 サンホープ笠懸の従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 当施設における個人情報の利用目的について理解し、他の施設医療機関等への情報につき同意しがたい事項がある場合には、その旨申し出るものとする。申し出がないものについては、同意して頂いたものとして取り扱うこととする。

(名称等)

第7条 サンホープ笠懸の名称等は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設サンホープ笠懸
- 二 所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿 2646 番地 1
- 三 管理者 狩野 賢一

## 第2章 定員及び従業者

(定員)

第8条 サンホープ笠懸の入所定員（施設及び短期入所・及び介護予防短期入所の利用定員）は、100名（一般棟 51名、認知症専門棟 49名）とする。

- 2 サンホープ笠懸の通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員は、40名とする。

(従業者の職種、その内容及び員数)

第9条 サンホープ笠懸の従業者の職種、その内容及び員数は、別表第1のとおりとする。

## 第3章 サービスの内容及び費用の額

(施設サービス等の内容)

第10条 サンホープ笠懸で提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画、短期入所療養介護計画（概ね 4 日以上継続して利用する場合とする。）  
（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成）
- 二 食事の提供（利用者が選定する特別な食事の提供を含む。）
- 三 入浴（一般浴槽又は特別浴槽による入浴とする。）
- 四 看護及び医学的管理の下における介護
- 五 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- 六 退所に向けた総合的支援
- 七 各種相談に対する指導及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料及びその他の費用の額）

第 11 条 利用者がサンホープ笠懸から施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

2 サンホープ笠懸は、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき別表第 2 に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払を受けることができる。

一 介護保健施設サービス

- ①食事の提供に要する費用
- ②居住に要する費用
- ③利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤理美容代
- ⑥その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

二 短期入所療養介護

- ①食事の提供に要する費用
- ②滞在に要する費用
- ③利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- ⑥理美容代
- ⑦その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

三、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

- ①食事の提供に要する費用
- ②利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ③通常要する時間を超える通所リハビリであって利用者の選定により必要となる費用の範囲

内において、居宅介護サービスまたは居宅支援サービス費用基準額を超える費用

④おむつ代

⑤その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに同意を得なければならない。

## 第4章 運営に関する事項

(サンホープ笠懸の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サンホープ笠懸を利用するに当たっては、従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 その他サンホープ笠懸の利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定める。

(通所リハビリの営業日並びに営業時間)

第13条 通所リハビリの営業日及び営業時間は、次のとおり定める。

一 営業日 月曜日から土曜日まで

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、午前8時30分から午後7時30分までとする。

(通常の送迎及び通常の事業の実施地域)

第14条 短期入所の通常の送迎の実施地域は、桐生市、前橋市、太田市、伊勢崎市、みどり市とする。

2 通所リハビリの通常の事業の実施地域は、桐生市、前橋市、太田市、伊勢崎市、みどり市とする。

(褥瘡の発生防止)

第15条 サンホープ笠懸は、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の号に定める措置を講じなければならない。

一 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。

二 褥瘡対策委員長を褥瘡予防担当者のうちの役職者とする。

三 サンホープ笠懸褥瘡対策委員会を設置し、褥瘡対策のための指針（褥瘡対策マニュアル）を整備すること。

四 従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

(衛生管理)

第16条 サンホープ笠懸は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 感染対策委員長を感染対策担当者のうちの役職者とする。

- 二 サンホープ笠懸感染対策委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
- 三 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（サンホープ笠懸感染対策マニュアル）を整備すること。
- 四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修及び訓練（シュミレーション）を定期的に行うこと。

（非常災害対策）

第 17 条 サンホープ笠懸は、事務長 植木邦保を防火管理者とし、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。

- 2 サンホープ笠懸は、非常災害に備えるため、毎年 12 月に昼間の非常災害訓練（避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行うものをいう。以下同じ。）を、6 月に夜間を想定した非常災害訓練を実施しなければならない。
- 3 サンホープ笠懸の従業者は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。
- 4 サンホープ笠懸は、非常災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整備しなければならない。

（要望及び苦情処理）

第 18 条 サンホープ笠懸は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。

- 2 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、サンホープ笠懸安全対策委員会で定めるものとする。
- 3 御意見箱を設置して、要望、苦情及び意見の収集に努め施設運営に反映させるものとする。
- 4 要望及び苦情に際しては、支援相談員を窓口とする。（0 2 7 7 - 7 6 - 1 1 0 0）
- 5 前 4 項のほかの苦情の受付機関
  - みどり市介護高齢課（0 2 7 7 - 7 6 - 0 9 7 4）
  - 桐生市長寿支援課（0 2 7 7 - 4 6 - 1 1 1 1）
  - 前橋市介護保険室（0 2 7 - 8 9 8 - 6 1 5 5）
  - 伊勢崎市介護保険課（0 2 7 0 - 2 4 - 5 1 1 1）
  - 太田市介護サービス課（0 2 7 6 - 4 7 - 1 9 3 9）
  - 群馬県国民健康保険団体連合会（0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 1 9）

（虐待防止に関する事項）

第 19 条 事業は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止対策委員長を虐待防止対策担当者のうちの役職者とする。
- 二 虐待を防止するための委員会（サンホープ笠懸虐待防止対策委員会）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。また虐待防止のための研修会を定期的に行うこと。

三 利用者およびその家族からの苦情解決体制を整備すること。

四 その他虐待防止のために必要な措置を講じること。

2 サンホープ笠懸は、施設サービス等の提供中に、当該施設職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応、安全管理)

第20条 サンホープ笠懸は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針（サンホープ笠懸事故防止・対策マニュアル）を整備すること。

二 サンホープ笠懸は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること

三 安全対策委員長を安全管理責任者とする。

四 事故発生の防止・安全対策のための委員会（サンホープ笠懸安全対策委員会）を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備し、事務次長 石原大輔を安全対策担当者とする。

五 サンホープ笠懸安全対策委員会を定期的開催し、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 サンホープ笠懸は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、同マニュアルに基づいて、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をしなければならない。

3 サンホープ笠懸は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。

5 サンホープ笠懸は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの質の評価)

第21条 サンホープ笠懸は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行ない、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたっては、サンホープ笠懸サービス向上委員会を組織して行うこととする。

2 前項に定める委員会は、サンホープ笠懸の従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。

6 サンホープ笠懸は、第一項に定める委員会の評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

(ハラスメント対策)

第22条 サンホープ笠懸は、適切な施設サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 職場におけるパワハラの内容、パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、また行為者について厳正に対処する旨の方針・対処内容を就業規則に規定し、職員に周知・啓発する。
- 一 相談窓口を設け、職員に周知し、相談窓口担当者が相談内容等に適切に対応できるようにする。
- 二 発生時、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者及び行為者に対する措置を適正に行なう。
- 三 再発防止の措置、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、かつ相談したこと等を理由に解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、職員に周知・啓発する。

## 第5章 雑則

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人日望会の同意を得て、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年8月1日から施行。

附則

この規程は、平成14年8月1日に改定。

附則

この規程は、平成15年4月1日に改定。

附則

この規程は、平成16年12月1日に改定。

附則

この規程は、平成17年10月1日に改定。

附則

この規程は、平成18年4月1日に改定。

附則

この規程は、平成20年2月1日に改定。

附則

この規程は、平成21年4月1日に改定。

附則

この規程は、平成21年9月2日に改定。

附則

この規程は、平成23年4月1日に改定。

附則

この規程は、平成23年8月1日に改定。

附則

この規程は、平成24年4月1日に改定。

附則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日に改定。

附則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日に改定。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に改定。

附則

この規定は、平成 26 年 11 月 1 日に改定。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に改定。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日に改定。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 に改定。

附則

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日に改定。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に改定。

附則

この規程は、令和 4 年 5 月 21 日に改定。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に改定。



別表第1(第9条関係)

サンホープ笠懸の従業者の職種等

職種	職務の内容	員数(常勤換算)	
管理者	サンホープ笠懸の従業者の管理及び業務の実施状況の把握。その他の管理を一元的に行う。	1人	
事務長	管理者と共に、サンホープ笠懸の従業者の管理及び業務の実施状況の把握。その他、運営管理など行う。	1人	
医師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	1.1人	
薬剤師	医師の指示に基づき、薬剤の管理及び服薬指導等を行う。	0.35人	
看護職員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行い、及び施設サービス計画等により看護・介護を行う。	入所 9人以上	通所 1人以上
介護職員	施設サービス計画等により医学的管理に基づく介護を行う。	入所 25人以上	通所 5人以上
支援相談員	利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に応ずるとともに、入退所事務、レクリエーション指導等を行う。	1人以上	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法、言語聴覚その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	入所 5人以上	通所 2人以上
管理栄養士	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。	1人以上	
介護支援専門員	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。	1人以上	
事務員	庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。	3人以上	

注1) サンホープ笠懸では、看護・介護職員を、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置し、別表第2のとおり介護保健施設サービス費及び介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定している。

注2) 別表第1のうち、入所は介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む。）をいい、「通所」は通所リハビリテーションをいう。

注3) 管理栄養士の指示の下で、利用者に提供する食事を調理する調理員は外部委託とする。